

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

# RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422-01 〒416-0906 : 清水支店・静岡営業所  
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp>

## 平成16年4月1日より水道水質基準が改正されます。

### 1. 水質基準項目（浄水）50項目の制定

**9項目の削除**：大腸菌群、1.2-ジクロロエタン、1.1.2-トリクロロエタン、1.3-ジクロロプロパン、シジジン、  
チラム、チベンカルブ、1.1.1-トリクロロエタン、有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）

**13検査項目の追加**：大腸菌、シアン化物イオン及び塩化シアン、杉酸及びその化合物、  
1.4-ジオキサ、クロ酢酸、ジクロ酢酸、臭素酸、トリクロ酢酸、アルミニウム及びその化合物、  
ジオキシシン、2-メチルイソプロパノール、非イオン界面活性剤、有機物（全有機炭素（TOC）の量）

### 2. 水道法施行規則の一部改正

水道事業者等は ①毎事業年度前に水質検査計画を策定の義務づけ。

②水質基準項目（浄水）の検査回数の改正。

③検査回数を減らし、また一部の検査の省略をすることが出来る要件の追加。

### 3. 水質管理目標設定項目を27項目設定

（快適水質項目、監視項目、ゴルフ場使用農薬項目は廃止）

### 4. 原水の水質検査の実施

（水質基準項目50項目中40項目について少なくとも年1回は実施）

富士本社 TEL 0545-61-8402

FAX 0545-63-9654

富士本社 営業部

長嶋

生活環境影響調査全般

：富士本社 環境分析部 分析本部  
（分析全般 担当）

鈴木・加藤

大気・臭気・騒音・振動の測定は

：富士本社 環境分析部 分析1課  
（大気・臭気・騒音・振動 担当）

望月裕・中西

排水・環境水・産業廃棄物の測定は

：富士本社 環境分析部 分析2課  
（排水・環境水・産業廃棄物 担当）

城所・池田

厚生労働省令第101号

水道法(昭和32年法律第177号)第4条第2項の規定に基づき、水質基準に関する省令を次のように定める。  
平成15年5月30日

厚生労働大臣 坂口 力

**水質基準に関する省令**

水道により供給される水は、次の表の左欄に掲げる事項につき厚生労働大臣が定める方法によって行う検査において、同表の右欄に掲げる基準に適合するものでなければならない。

\* は今回追加された13項目

1	一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。
*2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.01mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下であること。
*9	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
11	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
*12	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
13	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
*14	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
15	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.03mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。
*21	クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
22	クロロホルム	0.06mg/L以下であること。
*23	ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下であること。
24	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
*25	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
26	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	0.1mg/L以下であること。
*27	トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下であること。
28	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
29	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。
30	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
31	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
*32	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
33	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
34	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
35	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。

36	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
37	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。
39	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
40	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
*41	(4S, 4aS, 8aR)-オクタヒドロ-4, 8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジエオスミン)	0.00001mg/L以下であること。
*42	1, 2, 7, 7-テトラメチルビシクロ[2, 2, 1]ヘプタン-2-オール(別名2-メチルイソボルネオール)	0.00001mg/L以下であること。
*43	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
44	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
*45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	5mg/L以下であること。
46	pH値	5.8以上8.6以下であること。
47	味	異常でないこと。
48	臭気	異常でないこと。
49	色度	5度以下であること。
50	濁度	2度以下であること。

附 則

(施行期日)

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

(水質基準に関する省令の廃止)

第2条 水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号)は廃止する。

(経過措置)

第3条 平成17年3月31日までの間は、表45の項中「有機物(全有機炭素(TOC)の量)」とあるのは「有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)」と、「5mg/L」とあるのは「10mg/L」とする。

2 この省令の施行の際現に布設されている水道により供給される水に係る表41の項及び42の項に掲げる基準については、平成19年3月31日までの間は、これらの項中「0.00001mg/L」とあるのは、「0.00002mg/L」とする。

水質管理目標設定項目

項目
1 アンチモン及びその化合物
2 ウラン及びその化合物
3 ニッケル及びその化合物
4 亜硝酸態窒素
5 1, 2-ジクロロエタン
6 トランス-1, 2-ジクロロエチレン
7 1, 1, 2-トリクロロエタン
8 トルエン
9 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)
10 亜塩素酸
11 塩素酸
12 二酸化塩素
13 ジクロロアセトトリル
14 抱水クロラール
15 農薬類
16 残留塩素
17 硬度(Ca, Mg)
18 マンガン及びその化合物
19 遊離炭素
20 1, 1, 1-トリクロロエタン
21 メチル-tert-ブチルエーテル
22 有機物質(KMnO4)
23 臭気強度(TON)
24 蒸発残留物
25 濁度
26 pH
27 腐食性(ランゲリア指数)

## 水質基準設定までの経緯

水道法第4条に基づく水質基準は、昭和33年に制定がなされて以来、幾度か改正が行われてきました。現行の水質基準は平成4年に改正されたもので、おおむね10年が経過しており、その間、耐塩素性病原微生物や新たな化学物質などの問題が提起され、水道水質管理の充実強化が求められる状況となりました。また世界保健機構（WHO）においても、飲料水水質ガイドラインを10年ぶりに全面改正する作業が行われていることや、このほか規制緩和・公益法人改革の流れの中、水質検査についてより合理的かつ効果的なあり方を検討することが求められるようになりました。このため厚生化学審議会において審議が行われ、平成15年4月28日に答申がまとめられたのち、厚生労働省において50の基準項目からなる新しい水質基準に関する省令を平成15年5月30日に公布、平成16年4月1日より施行するはこびとなりました。

## 基本的考え方

これまで水質基準は「水質検査と一体としてすべての水道に適用する」との考えのもとで設定されてきました。このため全国的に問題を生ずるような物質や項目に関して水道法に基づく水質基準とされていました。今回の改正では、法律による強制力と効率性の観点から改めて水質基準のあり方を見直し、全国的に見れば検出率が低い項目であっても地域や水源の種類および浄水方法により、人の健康の保護または生活上の支障を生ずるおそれのあるものについては、すべて水道法第4条の水質基準項目とされています。

また水質基準項目とする必要のない、または毒性評価より水質基準とすることが見送られた項目のうち、一般環境で検出される項目、使用量が多く検出される可能性のある項目などについては「水質管理目標設定項目」として分類され、水道水質管理上留意すべき項目として関係者の注意を喚起することとしました。

なおこれらが定められたことに伴い、水質検査において各水道事業者が原水や浄水の水質に関する状況に応じて、合理的な範囲で検査の回数を減らすまたは省略することが出来るよう、水道法施行規則において規定の整備が行われました。